

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年9月21日（総21第166号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が10月4日まで延長されました。
- バリ州全域、ジャカルタ首都圏、西ジャワ州バンドン市、東ジャワ州スラバヤ市、ジョグジャカルタ特別州等の活動制限レベルは引き続きレベル3とされています。
- 活動制限レベル2及び3の地域で活動制限が一部緩和されました。
- バリ州全域のレベル3の活動制限については下記5のとおりですが、バリ州政府は州知事通達第15号を優先運用するとしています。

1. 9月20日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、10月4日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年43号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、バリ州全域、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市）、西ジャワ州のバンドン市及びその周辺地域、東ジャワ州のスラバヤ市及びその周辺地域、ジョグジャカルタ特別州等の活動制限レベルは引き続きレベル3とされました。ジャワ・バリ域内で活動制限レベル4に区分された地域はなくなりました。

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の内容の主な変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、9月15日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100234173.pdf>）を参照してください。

（1）必須分野(esensial)及び重要分野(kritikal)に該当しない業種について、出勤率を25%まで可能とする。出勤できるのはワクチン接種済みの従業員のみとし、職場の出入りには、アプリ Pedulilindungi によるスクリーニングを行う。

（2）隔離目的以外のホテル活動

ア 全ての訪問客と従業員に対して、アプリ Pedulilindungi によるスクリーニングを行う。アプリで「グリーン」または「イエロー」が表示された訪問客は入場可。12歳未満の訪問客の入場については、検体採取後24時間以内の抗原検査または48時間以内のPCR検査の陰性証明書が必要。

イ 施設の利用は収容率の50%まで可。

ウ ジム、会議室、ボールルームは、アプリ Pedulilindungi を使用する条件の下で、収容率の50%まで利用可。会議室やボールルームで提供する飲食物はボックスでの提供とし、ビュッフェ形式での提供は禁止。

（3）ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、東ジャワ州スラバヤ市のみで試験的に許可されていた屋内独立型飲食店での店内飲食は、活動制限レベル3の全地

域で許可。営業午後9時まで、収容率50%まで、1テーブルあたり2人までとし、60分以内の飲食時間制限は継続。

(4) 夜間のみ営業する飲食店

ア 営業時間は午後6時から午後12時まで可。

イ 収容率は25%までとし、1テーブルあたり2人まで。飲食時間は60分以内。

ウ 全ての訪問客及び従業員に対して、アプリ Pedulilindungi によるスクリーニングを行う。

(5) スポーツ施設内の飲食店での店内飲食の収容率を50%までに緩和。

(6) ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州バンドン市、ジョグジャカルタ州ジョグジャカルタ市、東ジャワ州スラバヤ市の域内のショッピングモールに限り、保護者が同行することを条件に、12歳未満の入場を許可。

(7) 試験的に許可されていた映画館の営業を、許可。アプリ Pedulilindungi によるスクリーニングで、「グリーン」または「イエロー」が表示された者は入場可。収容率50%までとし、12歳未満は入場禁止。

4. 外国からの入国地点について、以下を追加する。

海路：リアウ諸島州ビンタン島タンジュンピナン

陸路：東ヌサトゥンガラ州モタアイン

なお、空路については、スカルノ・ハッタ空港と北スラウェシ州マナドのサム・ラトゥランギ空港のみで、変更なし。

5. バリ州における活動制限

バリ州全域の県／市を含むレベル3に指定された地域での社会活動制限は以下の通りです。

※ 当館注：バリ州政府は州知事通達第15号の定める緊急活動制限が優先運用されるとしています。バリ州州知事通達第15号については( <https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100231434.pdf> ) を参照としてください。

(1) 教育活動は職業訓練高校(62%~100%、最低1.5mの距離を取り1教室5人までとする)、幼児教育施設(33%、最低1.5mの距離を取り1教室5人までとする)を除き、オンライン又は収容人数を50%以下に制限し行う。

(2) 必須分野以外の分野では、ワクチン接種を受けた者に限り25%まで出勤可能とし、出退勤時にはアプリ Pedulilindungi を使用する。

(3) 必須分野 (esensial)

ア 金融、年金、支払いシステムの接客部門は出勤率を50%以下とし業務サポート部門については25%に制限する。

イ 資本市場の接客部門及び業務サポート部門は出勤率を50%以下とする。

ウ 情報通信、データセンター、メディア等は出勤率を50%以下とする。

エ 隔離事業を行わないホテルは出勤率を50%以下とし、全ての従業員と訪問客はアプリ Pedulilindungi を使用する。Pedulilindungi のカテゴリーが「グリーン」または「イエロー」が表示された訪問客のみ宿泊を許可する。ホテル内のジムや会議室

等の施設の使用は50%以下に制限、会議室などでの食事の提供はボックス提供のものに限り許可し、ビュッフェ形式での提供は禁止する。12歳未満の訪問客の入場については、検体採取24時間以内の抗原検査または48時間以内のPCR検査の陰性証明書が必要とする。

オ 輸出指向事業の生産部門の1シフトの出勤率を50%以下に制限し、業務サポート部門は10%以下に制限、出退勤時にはアプリ Pedulilindungi を使用する。従業員は感染予防対策を徹底し、食事は別々にとること。

(4) 必須分野に分類される行政部門は機能強化・行政改革省が定める技術的な決定に従う。

(5) 重要分野 (kritikal)

ア 保健分野は100%の営業を許可する。

イ 治安分野は100%の営業を許可する。

ウ 防災分野は100%の営業を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、本分野での事業ではアプリ Pedulilindungi を使用する前に専門省庁から許可を得ることとする。

エ エネルギー分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

オ 物流・運輸、分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

カ 食品・飲料関連産業分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

キ 石油化学分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

ク セメント分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

ケ 国家の重要施設分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする)

コ 国家プロジェクト分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする)

サ 建設分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

シ 基礎サービス(電力、水)分野は稼働率100%を許可する。(業務サポート分野は稼働率25%以下とする) また、施設内に入出入りする者全てにアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。

(6) 生活必需品産業(市場、商店、スーパーマーケット)については、営業時間午後9時までとし来客を50%以下に制限することとする

(7) スーパーマーケット及びハイパーマーケットでは入店前にアプリ Pedulilindungi でスクリーニングを行うこととする。

(8) 薬局については24時間営業を許可する。

(9) 日常生活必需品以外を販売する市場については営業収容人数を50%以下に制限し、営業時間を午後5時までとする。

(10) 移動式屋台、雑貨店、散髪、洗濯、洗車等の店は営業時間を午後9時までとする。

(11) 飲食屋台については営業を午後9時までとし、店内飲食を60分以内に制限する。また、閉鎖空間にあるレストランやカフェ等の飲食店は、店内飲食を禁止し、テイクアウトのみの営業とする。

また、オープンエアーのレストランやカフェ等の飲食店は、営業時間を午後9時まで、収容人数は50%以下、1テーブルあたりの着席は2人まで、飲食時間は60分以内の制限下で営業を許可する。来客に対してアプリ Pedulilindungi を利用してスクリーニングを行うこととする。

(12) モールについては、収容人数を50%以下に制限し、営業時間を午前10時から午後9時までとする。モール内のレストラン及びカフェでの飲食は収容人数を50%以下に制限し、1テーブルあたりの着席は2人まで、飲食時間を60分以内に制限する。全ての来客に対してアプリ Pedulilindungi を利用しスクリーニングを行うこととする。また、12歳未満の者の入場を禁止することとし、子供の遊技場は閉鎖する。

モール内の映画館においては、来場者に対しアプリ Pedulilindungi を利用してスクリーニングを行い、「グリーン」または「イエロー」が表示された来場者は入場可とし、収容人数を50%以下に制限し、12歳未満の者の入場を禁止し、映画館内での飲食及び飲食の販売を禁止する。対象企業は観光・クリエイティブ経済省が決定し、定められた保健プロトコル順守の下で営業を許可する。

(13) 建設活動は、100%の活動を可とする。公共インフラ事業でない場合は、作業人数を最大30人に制限する。

(14) 宗教活動は、収容人数を50%以下又は最大50人以下に制限し行うこととする。

(15) 公園観光地等の公共施設は一時閉鎖とする。

(16) 特定の公園、観光地等の公共施設は、アプリ Pedulilindungi の使用及び観光・クリエイティブ経済省の保健プロトコルを適用、12歳未満の者の入場禁止、観光施設へのアクセス道路において、金曜日の正午から日曜日の午後6時まで、車両の奇数偶数交通規制の実施を条件に開放することとする。

(17) 芸術、文化、スポーツ及び社会活動は、以下の制限の下に行うこととする。

ア 個人の自主的な開催、4人以下、オープンエアーの場所で行われること、距離を保って行われることを条件に許可する。

イ スポーツ施設はオープンエアーであること、収容人数を50%以下に制限するこ

とを条件に営業を許可する。

ウ 水泳等をのぞき運動中であってもマスクを着用することとする。

エ スポーツ施設においては入場者にアプリ Pedelilindungi を利用してスクリーニングを行うこととする。

オ スポーツ施設内の飲食店においては収容人数を50%以下に制限し、飲食時間を60分以内に制限の下許可する。

カ 更衣室、シャワールーム、VIPルーム等は閉鎖とすることとする。(トイレの利用は除く)

キ スポーツ施設利用前後に密集することを禁止する。

(18) 公共交通機関の定員は、70%以下に制限する。

(19) 結婚披露宴の開催は、収容人数を最大20人に制限し、飲食の提供禁止及び厳格な保健プロトコルの順守の下で可とする。

(20) 交通機関(私用車、バイク、飛行機、バス、船舶及び鉄道)での国内長距離移動について

ア 最低1回接種を証明するワクチン接種証明書を提示する。

イ 飛行機については出発前48時間以内に検体採取されたPCR検査の陰性証明書、その他交通機関については出発24時間以内に検体採取された抗原検査の陰性証明書を提示することとする。

ウ 上記ア～イはジャワ・バリ州を入出域する者に適用される。

エ ジャワ・バリ州内の飛行機移動の際は、ワクチン必要回数接種済みを証明するワクチン接種証明書及び出発1日以内に検体採取された抗原検査の陰性証明書の提示、または1回数接種済みを証明するワクチン接種証明書及び出発2日以内に検体採取されたPCR検査の陰性証明書を提示しなければならない。

オ 通運行に従事する運転手についてはワクチン接種証明書の提示が免除される。

(21) 自宅外では、マスクを常時着用とする。マスクを着用せず、フェイスシールドのみの着用は禁止とする。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。